

2025年11月25日

各 位

会社名 株式会社ドラフト
代表者名 代表取締役 荒浪 昌彦
(コード番号 5070 東証グロース)
問合せ先 執行役員 吉野 竜大
(TEL 03-5412-1001)

株式併合、単元株式数の定めの廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る
承認決議に関するお知らせ

当社は、2025年10月31日付「株式併合、単元株式数の定めの廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に関する臨時株主総会開催のお知らせ」(以下「2025年10月31日付当社プレスリリース」といいます。)においてお知らせいたしましたとおり、株式併合、単元株式数の定めの廃止、定款の一部変更及び資本金の額の減少に係る各議案について、本日開催の臨時株主総会(以下「本臨時株主総会」といいます。)に付議いたしましたところ、いずれも原案どおり承認可決されましたので、下記のとおりお知らせいたします。

その結果、当社の普通株式(以下「当社株式」といいます。)は、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)の有価証券上場規程に定める上場廃止基準に該当することとなります。これにより、当社株式は、本日から2025年12月11までの間、整理銘柄に指定された後、2025年12月12日をもって上場廃止となる予定です。上場廃止後は、当社株式を東京証券取引所グロース市場において取引することはできませんので、ご留意くださいますようお願いいたします。

記

1. 第1号議案(株式併合の件)

当社は、以下の内容の株式併合(以下「本株式併合」といいます。)について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。なお、本株式併合の内容の詳細は2025年10月31日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

①併合する株式の種類

普通株式

②併合比率

当社株式737,857株を1株の割合で併合いたします。

③減少する発行済株式総数

10,088,487株

④効力発生前における発行済株式総数

10,088,500株

⑤効力発生後における発行済株式総数

13株

⑥効力発生日における発行可能株式総数

52株

⑦1株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額

- (i) 会社法第235条第1項又は同条第2項において準用する同法第234条第2項のいずれの規定による処理を予定しているかの別及びその理由

本株式併合により、チンクエチェント株式会社（以下「公開買付者」といいます。）及びTDA株式会社（以下「TDA」といいます。）以外の株主の皆様の保有する当社株式の数は、1株に満たない端数となる予定です。本株式併合の結果生じる1株未満の端数については、その合計数（会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下同じです。）第235条第1項の規定により、その合計数に1株に満たない端数がある場合にあっては、当該端数は切り捨てられます。）に相当する数の株式を、会社法第235条その他の関係法令の規定に従って売却し、その端数に応じて、その売却により得られた代金を株主の皆様に交付します。当該売却について、当社は、本株式併合が、当社株式を非公開化することを目的とした本取引の一環として行われるものであること、及び当社株式が2025年12月12日をもって上場廃止となる予定であり、市場価格のない株式となることから、競売によって買受人が現れる可能性は低いと考えられることに鑑み、会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所の許可を得て公開買付者に売却することを予定しております。この場合の売却額は、上記裁判所の許可が予定どおり得られた場合には、株主の皆様の所有する当社株式の数に公開買付者が2025年8月15日から同年9月29日までの間に実施した当社株式及び当社の新株予約権を対象とする公開買付けにおける当社株式1株当たりの買付け等の価格と同額である750円を乗じた金額に相当する金銭を各株主の皆様に交付できるような価格に設定する予定です。

- (ii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者の氏名又は名称
チンクエチェント株式会社（公開買付者）

- (iii) 売却に係る株式を買い取る者となると見込まれる者が売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法及び当該方法の相当性

公開買付者は、本株式併合により生じる端数の合計額に相当する当社株式の取得に係る資金を、株式会社みずほ銀行（以下「みずほ銀行」といいます。）からの借入れにより賄うことを予定しているところ、当社は、みずほ銀行からの借入れに関する融資証明書を確認することによって、公開買付者の資金確保の方法を確認しております。また、公開買付者によれば、今後、端数相当株式の売却に係る代金の支払に支障を及ぼす事象の発生は見込まれていないとのことです。

したがって、公開買付者による端数相当株式の売却に係る代金の支払のための資金を確保する方法は相当であると判断しております。

- (iv) 売却する時期及び売却により得られた代金を株主に交付する時期の見込み

当社は、本株式併合の効力発生後、2026年1月上旬を目途に会社法第235条第2項の準用する同法第234条第2項の規定に基づき、裁判所に対して、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式を売却することについて許可を求める申立てを行うことを予定しております。当該許可を得られる時期は裁判所の状況等によって変動しますが、当社は、当該裁判所の許可を得て、2026年1月下旬を目途に当社株式を売却し、その後、当該売却によって得られた代金を株主の皆様に交付するために必要な準備を行った上で、2026年3月下旬を目途に、当該売却代金を株主の皆様に交付することを見込んでおります。

当社は、本株式併合の効力発生日から売却に係る一連の手続に要する期間を考慮し、上記のとおり、それぞれの時期に、本株式併合の結果生じる1株未満の端数の合計数に相当する当社株式の売却が行われ、また、当該売却代金の株主の皆様への交付が行われるものと判断しております。

2. 第2号議案（定款一部変更の件）

当社は、以下の内容の当社定款の一部変更について、本臨時株主総会において株主の皆様にご承認いただきました。当該変更の内容の詳細は、2025年10月31日付当社プレスリリースに記載のとおりです。

なお、当該定款の一部変更は、本株式併合の効力が生じることを条件として、本株式併合の効力発生日である2025年12月16日に効力が発生するものとします。

- (1) 本株式併合の効力が発生した場合には、会社法第182条第2項の定めに従って、当社株式の発行可能株式総数は52株に減少することとなります。かかる点を明確にするために、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第6条（発行可能株式総数）を変更するものであります。
- (2) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の発行済株式総数は13株となり、単元株式数を定める必要がなくなります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、現在1単元100株となっている当社株式の単元株式数の定めを廃止するため、定款第8条（単元株式数）及び第9条（単元未満株式についての権利）の全文を削除し、これら変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (3) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社の株主は公開買付者及びTDAのみとなり、定時株主総会の基準日に関する規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第13条（定時株主総会の基準日）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。
- (4) 本株式併合の効力が発生した場合には、当社株式は上場廃止となるとともに1株以上の当社株式を所有する者は公開買付者及びTDAのみとなるため、株主総会資料の電子提供制度に係る規定はその必要性を失うことになります。そこで、本株式併合の効力が発生することを条件として、定款第15条（電子提供措置等）の全文を削除し、当該変更に伴う条数の繰り上げを行うものであります。

3. 第3号議案（資本金の額の減少の件）

今後の成長戦略を実現するために財務戦略の一環として資本金の額の減少を行うものであり、資本政策の柔軟性・機動性の確保と適切な税制への適用を通じて財務内容の健全性の向上を目的として、当社の資本金の額818,992,434円のうち328,992,434円減少し、その減少額全額をその他資本剰余金に振り替え、減少後の資本金の額を490,000,000円といたします。

なお、当該資本金の額の減少は、2025年12月5日に効力が発生するものとします。

4. 株式併合の日程

①臨時株主総会開催日	2025年11月25日（火）
②整理銘柄指定日	2025年11月25日（火）（予定）
③当社株式の最終売買日	2025年12月11日（木）（予定）
④当社株式の上場廃止日	2025年12月12日（金）（予定）
⑤株式併合の効力発生日	2025年12月16日（火）（予定）

以上